

「マチ・ヒト・シゴトの結び場NARU」利用規約

「マチ・ヒト・シゴトの結び場NARU」利用規約（以下「本規約」という。）は、南相馬市（以下「市」という。）からの委託を受け、株式会社小高ワーカーズベース（以下「当社」という。）が運営する「マチ・ヒト・シゴトの結び場NARU」（以下、「当施設」という。）の利用について定めるものです。

（施設の目的）

第1条 当施設は、ライフスタイルに合わせた多様な働き方の実現のため、自身の知識やスキル、得意分野等を活かした新たなビジネスの掘り起こし及び創出を支援することを目的として、低コスト・低リスクでのチャレンジを後押しするためのシェアショップを運営する施設です。

（規約の範囲）

第2条 本規約は、次条で定義する当施設の利用者が、当社が当施設において提供するサービスを利用することに伴うすべての事項にわたり適用されます。

2 当施設の運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定（以下「諸規定」という。）を設けることがあります。それらの諸規定は本規約の一部を構成するものとし、本規約に定める内容と異なる場合、諸規定の内容が優先されます。

（定義）

第3条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) 「申込者」とは、本規約に同意の上、当施設の利用申込を行う者をいいます。
- (2) 「出店者」とは、当施設において出店し、販売等を行うことを認められた者をいいます。
- (3) 「利用者」とは、申込者と出店者を総称して当施設を利用する者をいいます。
- (4) 「出店期間」とは、申込者の利用申込を受け、当施設が出店を認めた期間をいいます。
- (5) 「登録情報」とは、第5条に定める申込書に記載される申込者についての情報及び申込書に付随して提出される資料等に記載される情報をいいます。

（営業時間）

第4条 当施設は、月曜日から土曜日の午前10時から午後6時までを営業時間とし、日曜日を休館日とします。

2 ゴールデンウィーク期間・お盆期間・年末年始期間など、臨時休館とする場合や急遽営業時間の変更等を行う場合は、当施設のWebサイト及びSNS等でその旨を告知するものとします。

（利用申込）

第5条 当施設は、第1条に定める施設の目的に符合する活動をする方が利用できるものとし、申込者は、当施設指定の様式に次の各号に掲げる内容を記載し利用申込を行うものとします。

- (1) 利用者の氏名・住所・電話番号・メールアドレス
- (2) 利用希望日時
- (3) 利用希望スペース

2 前項について、出店に伴う売上が一切生じなかった場合、出店者は利用料金の支払いが免除されます。

(テーブル利用)

第9条 出店者は、テーブルを利用する出店に際して、次の各号に掲げる内容に同意のうえで出店するものとします。

- (1) 当施設と出店者間において、販売委託契約を別途締結することとします。
- (2) 販売を委託する商品の納品は、出店者による当施設への直接持ち込み、または配送による納品とします。ただし、納品及び返品に際して発生する送料については、それぞれ送付側が負担することとします。
- (3) 納品時点での商品の検品は、出店者の責任において実施することとし、それ以降に判明した破損や欠陥等に対して、当施設は一切の責任を負わないものとします。
- (4) 前号の規定については、配送による納品の際にも適用することとし、商品到着時に破損等が生じていた場合は、出店者の責任によって補充や各運送会社等への問合せ対応等を行うこととします。
- (5) 商品の陳列等に際し、当施設の故意または過失により商品の破損や紛失等が発生した場合は、当施設が出店者へ販売予定価格相当額を限度として補償するものとします。
- (6) 商品に起因する怪我や事故等について、当施設は一切の責任を負わず、出店者の責任によって賠償等の解決を図ることとします。
- (7) 前号の定めについて、当施設は出店者による生産物賠償責任保険またはそれに類する賠償保険への加入を推奨するものとします。

(ボックス利用)

第10条 出店者は、ボックスを利用する出店に際して、次の各号に掲げる内容に同意のうえで出店するものとします。

- (1) 当施設と出店者間において、販売委託契約を別途締結することとします。
- (2) 販売を委託する商品の納品は、出店者による当施設への直接持ち込み、または配送による納品とします。ただし、納品及び返品に際して発生する送料については、それぞれ送付側が負担することとします。
- (3) 納品時点での商品の検品は、出店者の責任において実施することとし、それ以降に判明した破損や欠陥等に対して、当施設は一切の責任を負わないものとします。
- (4) 前号の規定については、配送による納品の際にも適用することとし、商品到着時に破損等が生じていた場合は、出店者の責任によって補充や各運送会社等への問合せ対応等を行うこととします。
- (5) 商品の陳列等に際し、当施設の故意または過失により商品の破損や紛失等が発生した場合は、当施設が出店者へ販売予定価格相当額を限度として補償するものとします。
- (6) 商品に起因する怪我や事故等について、当施設は一切の責任を負わず、出店者の責任によって賠償等の解決を図ることとします。
- (7) 前号の定めについて、当施設は出店者による生産物賠償責任保険またはそれに類する賠償保険への加入を推奨するものとします。

(ヤタイ利用)

第11条 出店者は、ヤタイを利用する出店に際して、次の各号に掲げる内容に同意のうえで出店するものとします。

- (1) 出店期間中は、原則として出店者が利用スペース内に常駐していることとします。ただし、やむを得ず一時的に離席等をする場合は、必ず施設職員へ報告のうえ離席することとします。
- (2) 商品及び金銭、その他貴重品等の管理については出店者の責任で実施することとし、紛失や破損等が発生した場合について、当施設は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 商品に起因する怪我や事故等について、当施設は一切の責任を負わず、出店者の責任によって賠償等の解決を図ることとします。
- (4) 前号の定めについて、当施設は出店者による生産物賠償責任保険またはそれに類する賠償保険への加入を推奨するものとします。ただし、販売する商品に飲食物を含む場合は、当該保険またはそれに類する賠償保険への加入を必須とします。

(ワークショップスペース利用)

第12条 出店者は、ワークショップスペースを利用する出店に際して、次の各号に掲げる内容に同意のうえに出店するものとします。

- (1) 出店期間中は、原則として出店者が利用スペース内に常駐していることとします。ただし、やむを得ず一時的に離席等をする場合は、必ず職員へ報告のうえ離席することとします。
- (2) 商品及び金銭、その他貴重品等の管理については出店者の責任で実施することとし、紛失や破損等が発生した場合について、当施設は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 商品に起因する怪我や事故等について、当施設は一切の責任を負わず、出店者の責任によって賠償等の解決を図ることとします。
- (4) 前号の定めについて、当施設は出店者による生産物賠償責任保険またはそれに類する賠償保険への加入を推奨するものとします。

(キッチン利用)

第13条 出店者は、キッチンを利用する出店に際しては、次の各号に掲げる内容に同意のうえに出店するものとします。

- (1) 飲食物の調理に際しては、食品衛生責任資格保持者1名以上の立ち会いのもと実施するものとします。
- (2) 飲食物の調理に際しては、施設が整備するマニュアル及び施設職員の指導に従うものとします。
- (3) 食器及び調理器具については、施設が貸し出す備品の使用、並びに出店者自身による持ち込みでの使用も可能とします。ただし、使用前後は必ず洗浄及び殺菌を行ったうえで使用するものとします。
- (4) 前号の定めについて、持ち込んだ食器及び調理器具の紛失や破損等が生じた場合には当施設は一切の責任を負わないものとします。
- (5) 第3号の定めについて、当施設は、キッチン利用前後に施設が貸し出す食器及び調理器具の数量を確認するものとし、利用後に数量が不足した場合には、不足分の実費相当を請求させていただく場合があります。
- (6) 施設内で調理した飲食物については、施設内での飲食及び持ち帰りに限った販売及び提供とし、他の施設等での販売及び提供を行わないものとします。
- (7) 提供した飲食物に起因する食中毒や事故等について、当施設は一切の責任を負わず、出店者の責任によって賠償等の解決を図ることとします。

(8) 前号の定めについて、当施設は出店者による生産物賠償責任保険またはそれに類する賠償保険への加入を必須とし、保険の加入状況等が確認できる書類の提出を求めるとします。

(安全管理)

第14条 出店者は、当施設の指導に基づき、火災をはじめとする防災対策及び防犯対策等の安全管理を実施するものとします。

2 貴重品等の管理については、出店者の責任で実施することとします。

3 前項について、当施設は防犯カメラを設置するとともに、施設職員の施設内巡回等を以て盗難対策等の安全管理を実施することとし、そのうえで発生した盗難等について責任を一切負わないものとします。

(禁止事項)

第15条 利用者は、当施設の利用に際し次の各号に掲げる行為を行わないものとします。

(1) 利用申込の際に、虚偽の内容を申請する行為

(2) 他の出店者及び来館者の利用を妨げる行為

(3) 施設内及び敷地内における喫煙（電子タバコ含む）

(4) 施設内におけるガスコンロの使用

(5) 施設内への危険物の持ち込み

(6) 他の出店者・来館者等に迷惑のかかる音・臭気・振動などの発生を伴う行為

(7) 出店者以外への一部またはすべての転貸行為

(8) 当施設の許可なく、事前予約したスペースまたは日時以外で出店する行為

(9) 当施設の許可なく、展示・装飾施工・造作・強粘着テープ等を貼り付ける行為

(10) 暴力行為・反社会的行為およびそれらの活動、反社会的勢力と関わりのある人物の立ち入りおよび関係行為

(11) 風俗、アダルトに関する情報、未成年者や青少年に有害な情報、またはそれらに類する情報を受発信する行為

(12) 無断での営業行為及び宗教活動・政治活動行為

(13) 行政機関等への届出または許認可等が必要な行為について、無届または未許可の状態を実施する行為

(14) 当施設の運営を妨害する、またはその恐れのある行為

(15) その他、当施設が不適切と判断する行為

2 当施設は、利用者の前項各号のいずれかに該当する行為が判明した場合、直ちに出店を中止し、または契約を解除できるものとします。

3 前項について、出店の中止または契約の解除に伴い出店者が被る逸失利益等について、当施設は一切の責任を負わないものとします。

4 利用者は、本条第1項各号のいずれかに該当する行為により、当施設が被った損害にかかる賠償請求は妨げないものとします。

(忘れ物の取扱い)

第16条 利用者が、当施設内に忘れ物をした場合、当施設が忘れ物を発見した日から起算して1ヶ月を期限として保管することとし、1ヶ月を経過しても所有者からの申し出等がない場合には処分するものとします。ただし、食料品等については翌営業日に処分するものとします。

2 前項により利用者に損害が生じた場合、当施設は一切の責任を負わないものとします。

(駐輪場・駐車場の利用)

第17条 施設駐輪場または当施設が契約する駐車場において生じた自転車及び自動車等の盗難、損傷、その他の事故等による損害については、当施設は一切の責任を負わないものとします。

(権利の帰属)

第18条 当施設のWebサイト及びSNS上に掲載する画像、デザイン等に関する著作権、商標権、その他知的財産権はすべて当施設またはその他の著作権者等、正当な権利者に帰属するものであり、利用者はこれらの権利を侵害する行為を行わないものとします。

(個人情報の利用)

第19条 当施設は、当施設の利用等を通じて当施設が知り得た利用者に関する情報（以下「個人情報」という。）について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

2 利用者は、利用者の個人情報を当施設が次の各号に掲げる目的の範囲内で使用することに同意するものとします。

- (1) 当施設の運営上必要な事項を利用者に知らせるため
- (2) 当施設の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
- (3) 当施設に関連する事業や催事等の情報を提供するため
- (4) その他、やむを得ない事情で利用者に連絡をする場合

3 当施設が、当施設の運営に関わる業務の一部を第三者に委託する場合には、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に利用者の個人情報を取り扱わせることがあり、利用者は予めこれに同意するものとします。

4 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当施設は利用者の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。

- (1) 個人または公共の安全を守るために緊急の必要がある場合
- (2) 裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、法令により開示が必要とされる場合
- (3) 当施設の運営維持のため必要不可欠と判断する、合理的かつやむを得ない事由が生じた場合

(反社会的勢力の排除)

第20条 利用者は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことに同意します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- (4) 暴力団員等に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- 2 利用者自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことに同意します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言辞又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて当施設の信用を毀損し、業務を妨害する行為
- 3 当施設は、利用者が前2項に違反した場合、催告その他何らかの手續を要することなく、出店を中止することができるものとします。
- 4 前項の定めによる対応は、当施設の利用者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。
- 5 本条第3項に基づき出店が中止された場合、当該利用者は、当施設に対し当該出店の中止を理由とした損害賠償、その他何らの請求をすることはできないものとします。

(損害賠償)

- 第21条 利用者が、故意または過失により当施設の設備を毀損、汚損、紛失した場合、出店者はその損害の賠償をするものとします。
- 2 利用者は、当施設の利用に際し、自己の責めに帰すべき事由により当施設または第三者に損害を与えた場合には、自らの責任と費用において解決にあたるものとし、当施設には一切迷惑をかけないものとします。

(免責事項)

- 第22条 当施設は、次の各号に掲げる内容のいずれかに起因して利用者に損害が生じた場合、その賠償を免れるものとします。
- (1) 地震・風水害等の天災地変や暴徒等を原因とする災害・停電・事件・事故等
 - (2) ガス・水道・電気・IT設備その他諸設備の故障、破損
 - (3) 当施設の維持保全のために行う保守点検、修理等
 - (4) 当施設の提供する回線を用いてインターネットへ接続した際に生じたトラブル
 - (5) 当施設内における私物の紛失
 - (6) 当施設内での怪我や事故
 - (7) 利用者間における個々の紛争
 - (8) その他、当施設の責めに帰すことができない事由

(施設利用の停止及び休止)

- 第23条 当施設は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、利用者への事前の通知または承諾なく、当施設の全部または一部の利用を停止、休止、変更ができるものとします。
- (1) 設備の不具合により、十分なサービスを提供することができないと当施設が判断した場合
 - (2) 施設の定期点検、及び緊急の点検、設備の保守上やむを得ない場合

(3) 火災、停電、通信遮断、天変地異、法令及びこれに準ずる規則の改廃・制定、公権力による処分・命令、その他不可抗力的な事由を原因として、当施設の運営ができなくなった場合

(4) その他、当施設が運営上、停止及び休止する必要があると判断した場合

2 前項により利用者に何らかの損害が生じた場合、当施設は一切の責任を負わないものとします。

(施設利用提供の終了)

第24条 当施設は、利用者に対し事前に通知することによって、当施設の全部又は一部の提供を終了することができます。

2 前項により、申込者あるいは出店者に何らかの損害が生じた場合、当施設は一切の責任を負わないものとします。

(協議事項)

第25条 本規約の解釈に疑義が生じ、または本規約に定めのない事由が生じた場合、当施設及び利用者双方の協議により解決するものとします。

(規約の変更)

第26条 本規約は、利用者への予告及び承諾なく変更される場合があります。

2 変更後の規約は当施設のWeb サイト上及び当施設内で告知するものとし、告知した時点から効力が生じるものとします。

附則

(施行期日)

この規約は、令和6年6月1日から施行します。